

舗装復旧に係る特別条件

- 1 道路を掘削した場合は、当所の舗装構成の基準に基づき、直ちに加熱合材により、仮復旧を行うこと。
- 2 仮復旧期間において、周辺住民や通行車両から苦情があった場合又は道路管理者が必要と判断した場合は、舗装のやり直しも含め、速やかに対応すること。
- 3 仮復旧から本復旧までの間は、埋め戻し土砂の転圧を勘案し、3月程度とするが、他の占用工事や地域事情により期間を短縮又は延長する場合は、当所と協議を行うこと。
- 4 本復旧にあたっては、当所の舗装構成に基づくアスファルト種別、舗装厚を遵守するとともに、完成届には材質及び厚さが判る写真を添付すること。
また、排水性舗装区間においては、基層部の導水管を必ず設置するとともに、その施工状況が判る写真を添付すること。
- 5 本復旧の範囲は、車道の場合、カッター跡から50cm延長した位置から半幅を、歩道は全幅を基本とするが、周囲の状況から舗装の継ぎ目、段差、人孔等を考慮し、基本よりも広めの復旧範囲を求めることもあるので、必ず当所職員の立ち会いのもと、舗装範囲を決定するものとする。
また、人家連たん地域においては、騒音及び振動軽減に効果があるため、車道については、道路縦断方向線より60度程度の斜め切りとする。
(下記の例示図参照)
- 6 本復旧の舗装厚は、協議に基づき決定した舗装厚と、現地を開削した現地の舗装厚の大きい方とする。(ただし舗装厚に2倍以上の差がある等、著しい差がある場合は、別途協議すること。)
- 7 本復旧後に当該工事に起因する住民や通行車両からの苦情があった場合又は道路管理者が必要と判断した場合は、本復旧範囲以上の表層の切削オーバーレイを含め、苦情等の問題が解消するまで責任を持って対応すること。

